

J-PEC廃棄物担当者研修

2017年1月24日開催

(株)ジェイペック 安全品質環境管理部

テーマ 1. 「廃棄物処理法のポイント解説」

委託基準とマニフェスト伝票制度

テーマ 2. 「水銀関係の廃棄物処理法規制強化」

北村行政書士・産廃コンサルティング総合事務所

特定行政書士

北村 亨



I .廃棄物処理法の ポイント解説

廃棄物の委託基準



1. 委託基準とは何か

1. 排出事業者の責任

「排出事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を、自らの責任において適正に処理することが原則となっている」(法第3条第一項、及び法第11条第一項)

2. 自らの責任において適正に処理の原則

適正処理の原則は、自らの責任で、収集運搬し、自ら中間処理し、最終処分まで行うこと。

3. 自ら処理できない場合

他人に処理を委託することができる。➡委託基準



2.自ら処理できない場合

次の基準を順守する条件で、廃棄物を他人に処理委託することが適法である旨を定めている。

委託基準とは：

- ①委託業者の処理状況を確認
- ②委託する廃棄物の性状等の情報を正確に伝達
- ③収集運搬、処分を各々業者と委託契約を締結。
- ④委託契約書は、運搬、処分毎に、事前に、書面で締結。
- ⑤産業廃棄物を引き渡す際にはマニフェスト伝票を交付
- ⑥引渡し産廃物の最終処分までの適正処理状況を確認
- ⑦廃棄物の処理状況では、必要な措置を講ずる努力必要。



3. ①委託業者の処理状況を確認

- ①許可証の写しを取り寄せ、許可内容で許可自治体名、事業範囲、収集運搬か、処分か、許可期限など確認
- ②行政が公表している行政処分情報、履歴を確認
- ③処分業者の処理施設における処理能力の確認。
- ④収集運搬許可の場合、積込み場所、積卸し場所の各々両方の自治体許可を確認



4. ②委託する廃棄物の性状等の情報を正確に伝達

産廃物の処理を委託する場合には、下記品目は
WDS(廃棄物データシート)提出の義務あり。

- ①廃酸、 ②廃アルカリ、 ③廃油、
- ④汚泥、 ⑤燃え殻、 ⑥ばいじん

これらの廃棄物には、危険物、特別管理産廃、その他有害物が含有又は、溶出の恐れがある。

排出事業者はこの内容について情報の伝達義務あり。



5. ③収集運搬、処分の各々業者と委託契約を締結

- ・収集運搬業務委託については収集運搬業者と、
処分業務委託については処分業者と、
各々処理委託契約を個別に締結する義務がある。

- ・なお、収集運搬業者と処分業者が同一の場合は、
一本の契約書により処理委託(収集運搬・処分)契約の締結が可能。



6. ④委託契約は、運搬、処分毎に、事前に書面で行う。

産廃処理の委託契約は、産廃物の処理委託前に、事前に、書面により契約を締結するのが、大原則。

委託契約書の記載事項は、施行令の規定による。
法定事項として規定されている。

・委託契約書には、処理業者の許可証、再生利用認定書等の写しを添付

・委託契約書は、契約内容の終了から5年間保存



7. ⑤産業廃棄物の引渡し時、マニフェスト伝票を交付

- ・産業廃棄物の処理委託の場合には、必要事項記入したマニフェスト伝票を交付する義務がある。
- ・マニフェスト伝票は、委託した廃棄物が適正に処理されたことを証明するアリバイ証明書であること。
- ・記載内容に不備、間違いがある場合には、マニフェスト伝票の虚偽記載として罰則がかかる場合がある。
処理業者においては、虚偽記載は業停止の対象。



8. ⑥引き渡し産廃物の最終処分までの適正処理状況確認

戻ってきたマニフェスト伝票(D票、E票)は、A票と照合し、必要事項(確認日時)記入と、処理内容等確認する。

マニ伝が戻って来ない場合、処理内容又は処分先が委託契約書と相違、又は不自然、疑問がある場合
➡相手処理業者に必ず確認する。説明を受ける。



9.⑦廃棄物の処理状況、必要な措置を講ずる努力義務有

疑問がある場合は、行政に「措置状況報告書」を提出する。

放置すると、排出者の黙認、承諾、共謀みなされる。

特に最終処分の確認は、法的義務付けはされていないが、定期的に施設確認として訪問検査も試みる。

産業廃棄物の不法投棄では、行為者の産廃業者だけでなく、排出事業者まで責任が及ぶ場合がある。



10.許可証のチェックポイント

- ① 収集運搬業者は、積込み場所と、運搬先となる施設の所在する都道府県の許可を受けているかどうか。
 - 。
- ② 許可証の有効期間内に、委託契約の期間 収まっているか。
なお、許可更新時には、新許可証を必ず請求すること。
- ③ 許可等の事業範囲に、委託の産廃物の品目が含まれること
- ④ 処理施設欄に記載されている処理能力、保管能力は要注意



11.建設工事に伴い生ずる廃棄物処理の事例

- ・当該建設工事の元請け業者が 廃棄物処理法上の排出事業者となる。(平成23年法改正施行)
- ・下請負人の行った工事に伴って発生した廃棄物は、原則として元請け業者が処理責任を負う。
- ・当該下請け工事業者が、廃棄物の収集運搬業の許可なく当該廃棄物を運搬した場合には、無許可で運搬したことになり、廃棄物処理法上の罰則が科せられる。
- ・排出事業者が、黙認、見て見ぬふりをした場合は、排出者に責任が及ぶ場合がある。



12.建設工事に伴う処理責任の一部例外規定

・原則(元請け責任)に対する例外容認規定:

①下請負人による建設工事現場内での保管行為

適正な保管基準順守のため

②下請負人による一定の廃棄物についての運搬

業の許可不要。下請負人を事業者とみなし、運搬のみ容認。

マニフェストは本来の元請けが交付。書面携帯

▪ 請負代金が500万以下、一回1m³以内の物、元請け業者が所有、管理、契約する処理施設、工事現場の都県、隣接県を含む

③元請け業者から委託を受けずに下請負人が行う委託(次ページに)



13.建設工事に伴う処理責任の一部例外規定

納品などに伴う小規模補修工事などでは、販売店等の指示、示唆により下請け工事業者が許可なく収集運搬業務を行うことが容認されている。

または、元請け業者が破産した場合などに限定。

持ち込み先は販売店などが指定する場所(保管場所、処理施設)まで運搬。

例外中の例外の規定です。下請負人による処理委託は、「推奨する趣旨ではない」旨の説明が付記されている。



14.排出事業者責任を果たしていない場合

排出者が、処理を委託しても責任が問われることがある。

・法第19条の5:

処理基準に適合しない廃棄物を保管、収集、運搬又は処分が行われ、有害な汚水、ガスの発生、土壌汚染などの生活環境上の支障が生じ、又は生じる恐れのある時は、都道府県知事は排出者や処理業者などに対して期限を定めて、その支障の除去などの措置を講ずるべきことを命ずることができる。

具体的には、不法投棄などの不適正処理の場合。



15. 排出事業者に措置命令、罰則が出される場合

排出事業者に措置命令が出される場合（注意義務違反）

具体的な例示

- ① 著しく安い処理料金で委託し適正な処理対価を負担していない。
- ② 不法投棄や、過剰保管している不適正な業者と知りながら委託していた。
- ③ 処理処分状況（中間処理、最終処分、再生）の確認を行っていなかった。



Ⅱ 水銀関係の廃棄物処理法 規制の強化



1. 「廃水銀等」とは何か、その処理は？

- ① 特定の施設から生じた水銀、および水銀化合物
- ② 「廃水銀等」とされるのは、環境省令にて特定施設と定められた場所から排出される物に特定される
- ③ 「廃水銀等」は、特別管理産業廃棄物。 [廃石綿等]と同じ
- ④ 「廃水銀等」は、当該許可を持つ業者(収集運搬、処分)に処理を委託しなければならない。
- ⑤ 特別管理産業廃棄物管理責任者の設置が必要



2. 廃水銀等となる要件

- ① 次の特定施設にて発生又は回収された物。（一部省略）
- ・水銀若しくはその化合物が含まれている物、又は水銀使用製品廃棄物から水銀を回収するための施設。（個別例示）
 - ・水銀使用製品の製造の用に供する施設
 - ・水銀を媒体とする測定機器を有する施設
 - ・国又は地方公共団体の試験研究機関
 - ・大学及びその付属試験研究機関
 - ・学術研究又は製品の製造若しくは技術の改良考案、発明にかかる試験研究を行う研究所
- ② ・水銀又は同化合物が含有の産廃物から回収した廃水銀



3. 「廃水銀・水銀化合物」 とは

- ・試験研究機関から生じる水銀を含む廃試薬類
(塩化第一水銀、塩化第二水銀、マーキュロクロム等)
- ・排ガス処理施設から回収された水銀、
- ・水銀を含む汚泥(排水スラッジ)、
- ・焼却残さ(燃えがら、ばいじん)等から回収された水銀
- ・水銀使用製品に封入されている水銀を回収したもの
- ・廃水銀等を硫化及び固形化したもの
(ばい焼施設等により精製した際に生じた残渣は除く)



4. 「水銀使用製品産業廃棄物」とは（平成29年10月1日施行予定）

- ・水銀、水銀化合物を使用している製品で、環境省令で定める。
- ・扱いは特別管理産廃物ではない普通の「産業廃棄物」になる。
- ・該当する品目（個別に例示）
 - ・空気亜鉛電池、・水銀電池、・蛍光ランプ、・農薬、
 - ・液柱型水銀気圧計、・水銀湿度計、・水銀体温計、
 - ・水銀血圧計、・顔料、・水銀ボイラー、・握力計
 - ・水銀抵抗原器、
 - ・水銀製剤、・医薬品、等々34品目



5. 「水銀含有ばいじん等」とは（平成29年10月1日施行予定）

- ・水銀含有ばいじん等とは、環境省令にて定めるもの。
- ・水銀又はその化合物中の水銀を、その重量の15mg/kgを超えて含有するもの。
- ・ただし、「廃水銀等」(特管物)及び従来の水銀を含む特別管理産業廃棄物(汚泥等)を除く

